

1. 件名：確率論的リスク評価（PRA）モデルに関する関西電力株式会社及び九州電力株式会社等との面談

2. 日時：令和3年4月22日（木）13：30～16：10

3. 場所：原子力規制庁 16階A会議室（オンライン開催）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 笠川室長補佐、米林主任検査監視官、沼田主任検査監視官
技術基盤グループ

シビアアクシデント研究部門 秋葉統括技術研究調査官、濱口技術研究調査官、
小城技術研究調査官、和田山技術研究調査官

関西電力株式会社 原子力事業本部

原子力安全部門 安全技術グループ マネジャー 他2名

九州電力株式会社 原子力発電本部

リスク管理・解析グループ 課長 他2名

四国電力株式会社 原子力本部

原子力保安研修所 原子力安全リスク評価グループリーダー 他1名

北海道電力株式会社 原子力事業統括部

原子力リスク管理グループ 担当3名

日本原子力発電株式会社 発電管理室

技術・安全グループ 担当1名

三菱重工業株式会社 パワードメイン 原子力事業部

炉心・安全技術部 制御安全技術課 主席技師 他8名

株式会社 原子力エンジニアリング 解析サービス本部

リスク評価グループ 課長 他2名

一般財団法人電力中央研究所 原子力リスク研究センター

リスク情報活用推進チーム 主任研究員2名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、配布資料（1）及び（2）に基づき、大飯3／4号機及び玄海3／4号機のレベル1.5 PRAモデルについて、原子力規制庁が適切性の確認を行った先行プラントである伊方3号機とのモデルの差分に関する質問事項を説明した。

(2) 本年3月24日の面談に引き続き、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）及び九州電力株式会社（以下「九州電力」という。）は、大飯3／4

号機及び玄海3／4号機のレベル1.5 PRAモデルの質問事項に対する回答を説明するとともに、伊方3号機のレベル1.5 PRAモデルとの違いを説明した。

(2) 原子力規制庁は、配布資料(3)に基づき、高浜3／4号機及び川内1／2号機のレベル1 PRAモデルに関する質問事項について説明した。

(3) 関西電力及び九州電力は、原子力規制庁からの質問に対する回答を作成することとし、原子力規制庁は、回答において詳細な説明が必要なものについては、継続して面談で確認していくこととした。

6. 配布資料

(1) 事業者レベル1.5 PRAモデル(大飯3, 4号)の適切性の確認のための質問事項(個別その1)(原子力規制庁資料)

(2) 事業者レベル1.5 PRAモデル(玄海3, 4号)の適切性の確認のための質問事項(個別その1)(原子力規制庁資料)

(3) 事業者PRAモデルの確認のための質問(原子力規制庁資料)